



当所は、去る十月二十六日午後五時より、むつグランドホテルにおいて、臨時議員総会を開催いたしました。

議案第一号は、任期満了に伴う、会頭・常議員・監事の選任、第二号は、会頭指名による副会頭・専務理事の承認の二つでした。

会頭の選任については、あらかじめ立候補の届出がありました菊池健治氏と鷹架武一氏による選挙の結果、鷹架武一氏が新会頭に選任されました。

また、常議員、監事の選任については、新会頭の意向を踏まえ、近日中に再度臨時議員総会を開催し選任すること、さらに、副会頭・専務理事の承認についても同様にすることが決定いたしました。



**臨時議員総会を開催
会頭に鷹架武一氏を選任**



〒035-0071
むつ市小川町二丁目11-4
むつ商工会議所
電話 0175-22-2281
FAX 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

**Shimokita
2002
Winter**

冬の下北半島「食の祭典」

出店事業所募集!

このたび、当所では下北半島(各市町村)の特色ある「食べ物」を一堂に集め、県内外に自慢できる冬の目玉としての「食文化」を積極的に紹介し、通年観光及び地場産業の振興並びに食の創造を喚起するため“2002冬の下北半島「食の祭典」”実施いたします。

つきましては、このイベントへ出店し、特産品、各種食品等の物販をしていただける会員企業を募集いたしますので、是非、ご参加くださいますようお願いいたします。



誰・何?

- 内容(予定) ・食に関する特産品、各種食品販売
・郷土料理等の試食・特産ラーメン・地酒
・料理研究家 土井善春氏による講演
・料理コンテスト・マグロ解体ショー・郷土芸能発表等
- 会期 平成14年2月2日(土)・3日(日)
- 会場 むつグランドホテル 1階「天翔」
- 出店スペース 原則として、1事業所1コマ(間口3.6メートル×奥行3メートル)としております。
- 出店場所・協賛金 天翔…1コマ 10,000円
※出店レイアウトは、当所で決めさせていただきますことをご承願いたします。
- 貸出備品
1コマにつき、机2・イス2をお貸しします。

- 出店準備、撤去
準備 2月2日(土) 8時~10時30分
2月3日(日) 9時~10時
撤去 2月3日(日) 15時30分~17時30分
- 出店申込締切 平成13年11月20日(火)
※所定の「出店申込書」にご記入の上、協賛金を添えてお申し込みください。
- その他 本事業についてのPRは、新聞紙面、TVスポット、FMラジオ、ポスター、折込みチラシ等で行います。
- 申込・お問い合わせ むつ商工会議所指導課
TEL 22-2283 FAX22-0167

金融情報

**「狂牛病」・「国際テロ」
「マイカル、(株)亀屋みなみチェーン倒産」**

によって影響を受けている
中小企業者のみなさまへ

今般、狂牛病・国際テロ・マイカル及び(株)亀屋みなみチェーン倒産によって売上減少等の影響を受けている中小企業者の方々に、保証協会の「経営安定関連保証」(一般保証枠とは別枠2億8,000

万円)の適用、県の中小企業経営安定化緊急支援資金貸付特別保証制度(マル安)の特別枠(3,000万円)が設定されることになりました。

ご利用に際しましては、影響を受けていることについての認定要件や業種制限、手続等がありますので、当所かまたは保証協会までご相談ください。

【相談窓口】

- 青森県信用保証協会むつ支所 TEL 22-1204
- むつ商工会議所 TEL 22-2283 (指導課)



モノ作り体験



モノ作り実演



バインブレード大会



むつ市内中学校吹奏楽演奏会



大正琴演奏会



日本舞踊の集い

第4回 産業まつり

盛会裡に 終わる

二日間の

来場者数は、

十三日 四、一二八名

十四日 四、七八二名

去る十月十三(土)、十四日(日)の二日間にわたり、むつ市民体育館及びその周辺において、「第4回産業まつり」が「第33回みんなの消費生活展」(於:下北文化会館)と合同で開催された。今年度は「モノ作り」をメインテーマに掲げ、モノ作り企業、地場産品販売、展示・紹介・会員企業、新商品展示の各コーナーを設

け、地場産品の販路拡大を図るとともに、体験イベントとして、木工品の製作や煎餅焼きの体験、お菓子の実演販売等を実施した。また、十四日に実施した「かさまい鍋」はアワビ、ホタテの二種類のつみれが入った豪華版で、販売前から長蛇の列が出るほどの大盛況であった。



かさまい鍋ふるまい



かさまい鍋



新商品展示コーナー



FMアジュール特別番組

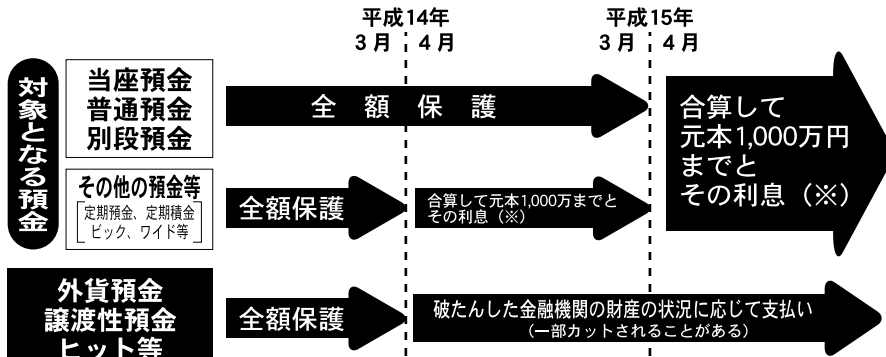


ロボット操作体験

預金の保護の範囲が変わることをご存じですか？

万一金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金等の元本1,000万円までとその利息は、来年4月以降も保護されます。また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されます。

万が一金融機関が破たんした場合の預金等の保護の範囲はこうなります。



(注) 預金等全額保護の特例措置については、平成14年3月31日までに救済金融機関から預金保険機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

1,000万円以下の預金は全額保護されています。また、1,000万円を超える貯金についても、預金者が受け取れるのは1,000万円だけではありません。

●1,000万円とその利息は、あくまで最低保障です。

(※) 元本1,000万円までとその利息を超える部分については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

金融庁

● 万一の破たんの際に皆さんが迅速に預金の払戻しが受けられるよう金融機関に名寄せのためのデータ整備が義務づけられています。

このため、金融機関から法人の設立年月日、個人の生年月日等の照会が行われることがありますのでご協力をお願いします。

● もっと詳しく知りたい方は、金融機関の窓口等にお問い合わせいただくか、金融庁、預金保険機構、金融広報中央委員会のホームページをご参照ください。

金融庁

総務企画局信用課信用機構室
〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
TEL: 03-3506-6000 <http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1
TEL: 03-3212-6029 <http://www.dic.go.jp/>

金融広報中央委員会

(事務局 日本銀行情報サービス局)
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
TEL: 03-3279-1111 <http://www.saveinfo.or.jp/>

預金保険の対象金融機関は？

預金保険制度に加入している金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫です。

対象金融機関等

- 銀行 (日本国内に本店のあるもの)
- 信用金庫 ○信金中央金庫
- 信用組合 ○全国信用協同組合連合会
- 労働金庫 ○労働金庫連合会

非対象金融機関等

- 政府系金融機関
- 外国銀行の日本支店
- 商工組合中央金庫
- 郵便局
- ※農林中央金庫
- ※農協 ※漁協
- ※水産加工業協同組合
- 保険会社 ●証券会社

注) 日本国内に本店のある金融機関が海外支店であつて預金等は、預金保険制度の対象外になります。

一口メモ

- 農林中金、農協、漁協、水産加工業協同組合は、預金保険制度とほぼ同様の「農林産業協同組合貯金保険制度」に加入しています。
- また、保険会社と証券会社については、それぞれ「保険契約者保護機構」と「投資者保護基金」という、預金保護制度とは別の保護制度に加入しています。

預金保険の保護の対象は？

預金保険制度の保護の対象となる預金等は、預金保険制度に加入している金融機関が取り扱っている金融商品のうち、以下のものです。

預金保険の対象となるもの

- 預金 (右の預金を除く) 当座預金 普通預金 通知預金 納税準備預金 貯蓄預金 定期預金 別段預金
- 定期積金
- 掛金
- 元本補てん契約のある金融信託 (ビッグ等の貸付信託を含む)
- 金融債
- ワイド等の保護預り専用商品に限る
- 上記を用いた財政貯蓄商品

預金保険の対象とならないもの

- 外貨預金
- 外国銀行の日本支店の預金
- オフショア預金
- 日銀・金融機関等の預金
- 預金保険機構の預金
- 無記名預金 ○他人名義預金
- 導入預金
- 元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット等)
- 金融債
- 保護預り専用商品以外のもの など

小規模企業共済加入者募集

国が運営の確実・有利な安心共済

小規模企業共済とは

小規模企業の個人事業主又は、会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金を、あらかじめ準備しておく制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

◆制度の特色◆

掛金は全額所得控除

掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様に控除できます。)

共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

共済金は、税法上、一時払共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

共済金は一時払、分割払又は一時払と分割払の併用

共済金の受取は、一時払、分割払又は一時払と分割払の併用が選択できます。(ただし、分割払又は一時払と分割払の併用は一定の要件が必要です。)

貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付(一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付)が受けられます。

◇加入できる方◇

■常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員

■事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員

■常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

◇毎月の掛金◇

■毎月の掛金は、1,000円～70,000円(500円刻み)で加入後増額できます。減額する場合は、一定の要件が必要です。

■掛金は加入された方ご自身の預金口座振替で納付していただけます。

■半年払い、年払いもできます。

◆共済金の支払い◆

●加入者に生じた共済事由により共済金等が支払われます。(表参照)

●共済金の支払い方法については次のとおりです。

共済金A、共済金B

「一時払」、「分割払」、「一時払と分割払の併用」のいずれか選択(但し契約者の死亡を共済事由とする場合は、分割払及び一時払と分割払の併用は選択できません。)

準共済金、解約手当金(一時払のみ)

※解約の場合は掛金合計額に80%～130%の一定の率を乗じて算定した額が支払われます。(掛金納付月数が240か月未満の場合は、掛金合計額を下回ります。)

(注1) 共済金の分割払を選択できるのは、共済金の支払額が300万円で共済事由が生じた日に満60歳以上である方です。また分割共済金は、10年間は又は15年間(加入者の選択による)にわたって年4回2月、5月、8月、11月に支払われます。

(注2) 共済金の一時払と分割払の併用を選択できるのは、分割で受け取る共済金の額が300万円以上で、かつ、一括で受け取る共済金の額が300万円以上である必要があります。

お申込・お問い合わせは、むつ商工会議所指導課 TEL22-2283まで、また詳しいリーフレット等も差し上げられます。 <http://www.jasmecc.go.jp/>もご参照下さい。

共済事由		A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約事由
掛金月額 10,000円の場合の例	掛金納付月数	共済金 A	共済金 B	準共済金	解約手当金
	60月	652,600円	635,600円	■準共済金額は、B共済事由の80%の額です。この額に付加準共済金を加えたものが掛金合計額を下回る場合は、掛金合計額が支払われます。	■任意解約 ■12か月分以上の掛金の滞納 ■現物出資により個人事業を会社組織に変更し、その会社の役員になったとき。 (なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります。)
	120月	1,430,000円	1,351,600円		
	180月	2,356,000円	2,158,400円		
	240月	3,458,000円	3,078,000円		
	360月	5,737,200円	5,294,000円		

(注1) 共済金A、共済金Bは、掛金納付月数が6か月以上の場合に支払われます。(6か月未満の場合は掛け捨てになります。)

(注2) 準共済金、解約手当金は、掛金納付月数が12か月以上の場合に支払われます。(12か月未満の場合は掛け捨てになります。)

(注3) この表の共済金額は、将来受け取る基本共済金の額で、実際に受け取る共済金の額は、付加共済金の額が算定されている場合はその額が加算されます。

(基本共済金とは、掛金月額、掛金納付月数、共済事由に応じて法律により算定される金額です。付加共済金とは、毎年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が定める率により算定される金額です。)

(注4) 左記の共済金等の額は、経済情勢や金利水準が大きく変化したときには、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額及び予想等を基礎として検討がなされ、変更されることもあります。

金融便り

国民生活金融公庫貸付利率

- ◎普通貸付 5年以内 年 1.70%
5年超 年 1.80%
平成13年10月10日実行分から
- ◎小企業等経営改善貸付 年 1.40%
(無担保・無保証人(経)制度) 平成13年10月10日実行分から
- ◎国の教育ローン 年 1.85%

平成13年10月29日現在

「国の教育ローン」のご案内

ご利用いただける方	高校、大学、専修学校や外国の学校などに入学・在学される方の保護者で、前年の年収が、1,210万円(事業所得者の場合は990万円)以内の方
ご融資額	学生・生徒お一人につき200万円以内
ご返済期間	10年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方は11年以内)
据置期間	在学期間以内(ご返済期間に含まれます。)
お使いみち	1. 入学時に必要な費用 入学金等の学校納付金、受験費用、その他入学に際し必要な費用 2. 在学中に必要な費用(1年間分) 授業料等の学校納付金、下宿代等住居にかかる費用、通学に要する交通費及び学生の国民年金保険料
利率	年1.85%(固定) 13年9月3日現在
ご返済方法	元利均等毎月払い(ボーナス併用返済、ステップ返済も可能です。)
保証	(財)教育資金融資保証基金または保証人1名以上
お問合せ先	むつ商工会議所 指導課 22-2283 国民生活金融公庫青森支店 017-723-2331

PC教室だより 12月期開講のご案内

パソコン寺子屋

月	コース名	実施日	時間	受講料
12月	パソコン基礎コース	6日(木)・7日(金)	18:30~20:30	3,000円
	表計算活用コース	13日(木)・14日(金)		

●コース内容

- ・パソコン基礎コース
Windowsの基本、文字入力、インターネット、電子メールetc.
- ・表計算活用コース
表計算ソフト(Excel)の基礎、表作成、関数入力、グラフ機能etc

- 会場：いずれもむつ商工会議所2階会議室です。
- 定員：各コース10名(先着順)
- 講師：青森アカウンティングスクール
- 申し込み：電話・ファックスにてお申し込みください。

TEL 22-2283(指導課)
FAX22-0167

お早めにお申し込みください。

労働者を雇用している事業主の皆さんへ

平成13年度雇用保険制度並びに改正雇用対策法、各種給付金制度等改正内容説明会について

日時 平成13年11月14日(水)
午後1時30分から午後4時
場所 むつグランドホテル
むつ市大字田名部字下道4
電話0175-22-2331

- 内容
- ・雇用保険事務について
 - ・雇用対策法の改正内容について
 - ・各種給付金制度等の改正内容について
 - ・通年雇用安定給付金制度について
 - ・季節循環解雇事業所における雇用保険事務について



※詳しくはむつ公共職業安定所に問い合わせ下さい。
電話0175-22-1331

LookLook 会員さん

No.13 (有)大畑谷印刷



☆わたしからも一言☆



新しい技術を積極的に取り入れ、時代のニーズに応えた印刷を目指しております。皆様のご用命をお待ちしております。

従業員 小原真也さん

創業21年を迎え、更に前進を考えている会社です。技術第一をモットーに、早く、きれいに掲げ皆様に満足していただけるよう頑張っております。

コンピューターを駆使しての印刷はもちろん、インクジェットプリンターを導入し、ポスター、看板への取り組みも積極的に進めております。高品質な印刷をご希望なら是非当社へお任せ下さい。

次回は(有)むつ車体工業さんへバトンタッチです。

むつ市大曲2-13-42 (有)大畑谷印刷 代表取締役 大畑谷 容 州

下北地域中小企業支援センター 11月のスケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
10/28	10/29	10/30	10/31	1	2	3
				伊藤・山本	伊藤・山本	文化の日
4	5	6	7	8	9	10
休み	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	休み
11	12	13	14	15	16	17
伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	山本
18	19	20	21	22	23	24
伊藤	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	勤労感謝の日	休み
25	26	27	28	29	30	12/1
休み	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤	伊藤・山本	伊藤・山本	

10月の土曜日の窓口相談は 17日です。 11月11日と18日です。お待ちしております。

10月の日曜日の窓口相談は 11日と18日です。お待ちしております。

「相談時間」 月～金まで AM8:30～PM5:00まで 確認の上おいでください。
土・日曜日は AM9:00～PM5:00まで

企業を守る共済制度 県火災共済の総合火災共済

- 割安な掛金で支払は迅速です。
- 各金融機関に質権設定ができます。
- 剰余金は、利用分量配当として利用者に還元されます。



火災・落雷・破裂・爆発・風災、雪災・物体の落下、衝突・騒じょう、労働争議・水ぬれ・盗難・水災による共済金の他に臨時費用・残存物取り片付け費用等々の臨時費用見舞金があります。

総合火災共済掛金一契約額100万円についての年間掛金は下記のとおりです。(単位:円)

目的	住宅物件(専用住宅・家財)			一般物件(店舗・事務所等)		
	鉄骨造	木造モルタル等	木造	鉄骨造	木造モルタル等	木造
建物	890	2,510	2,930	2,060	3,310	3,830
家財	1,030	2,800	3,220	2,160	3,500	4,020
設備・什器等	-	-	-	2,110	3,260	3,780
商品・製品等	-	-	-	2,010	3,120	3,640

※その他、鉄筋コンクリート造等の金額や詳細についてはむつ商工会議所・青森県火災共済(協)まで、お問い合わせ下さい。

その他、各種共済を取り扱っております。○中小企業共済の自動車事故見舞金共済・生命傷害、労働災害補償共済制度 ○全済団の自動車共済(任意保険)

保証の範囲がぐんとワイドに

青森県火災共済協同組合
青森県中小企業共済協同組合
全国商工共済振興事業団青森支所

申込・お問い合わせ むつ商工会議所指導課 TEL22-2283
青森県火災共済(協) TEL017-777-8111